

平成 26 年度監事監査計画

平成 26 - 4 - 17

監事 丸本 卓哉

監事 奥 正之

1. 監査の基本方針

国立大学法人京都大学監事監査規程（平成 16 年 5 月 25 日制定）に基づいて、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査室及び会計監査人と連携して監事監査を実施する。

2. 監査事項及び重点項目

監事監査規程第 5 条に定める事項について監査を実施する

2.1 業務監査

(1) 大学の運営状況

中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況

管理運営の効率化の推進状況

(2) 人事管理の適法性及び妥当性に関する事項

人事制度、人事政策の実施状況

労務管理（採用計画・評価・賃金・処遇・異動）の実施状況

研修制度（FD、学内研修、学外研修）の実施状況

労働環境整備の状況

(3) 財政

教育研究経費の執行状況

予算編成上の重点項目の達成状況

経費削減への具体的な努力状況

(4) 施設・資産管理

施設、資産の有効活用の状況

(5) 学生支援

学生支援の実施状況

(6) 教育・研究支援

教育・研究支援の実施状況

(7) その他大学業務の実施状況

2.2 会計の監査

(1) 決算（年次および月次）の状況

(2) 資金運用の状況

(3) 資産の管理・活用状況

(4) 人件費・旅費の支給状況

(5) 債権の管理の実施状況

2.3 重点項目 (臨時監査)

2.1 の監査項目及びその関連業務のうち下記の項目について臨時監査(重点項目)
として別表に示す計画のとおり実施する。

2.3.1 臨時監査の主テーマ

「大学の価値及び評価の向上」

2.3.2 監査の視点

中期計画 (達成度の向上)

コンプライアンス (評価の維持、向上)

本部と部局の連携 (コミュニケーション機能の向上)

2.3.3 監査対象業務

(1) 「教育」に関するテーマ

高大接続の強化への取組

入試改善への取組

(2) 「研究」に関するテーマ

研究支援体制の向上のための URA との連携強化への取組

(3) 「業務運営」に関するテーマ

事務体制の変更に伴う事務業務の改善への取組

3. 監査の対象部局

監事監査規程第 5 条に定める監査事項について関連する事務本部、附属病院及び附属
図書館について定期監査を実施し、臨時監査は重点事項を所管する本部部門及び部局の
業務について行う。

4. 監査の方法

- (1) 定期監査は、役員会、拡大役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会
議へオブザーバーとして出席するとともに、書面および担当責任者へのヒアリング
によって実施する。会計監査は主として会計監査人の監査結果の相当性を判断する
ことによって行う。
- (2) 臨時監査は、書面、担当責任者へのヒアリングおよび実地監査によって実施する。
事前に被監査対象本部部門及び部局等と日程等について調整する。両監査共に監査
室と連携して実施する。

5. 監査の実施期間

5.1 業務監査

定期監査 平成 27 年 3 月 - 平成 27 年 6 月 適宜実施

臨時監査 平成 26 年 7 月 - 平成 26 年 12 月 重点監査項目毎に実施

5 . 2 会計監査

決算終了後の平成 27 年 6 月初旬に実施

6 . 監査報告書の作成

監査報告書 平成 27 年 6 月

7 . 監査意見のフォローと監事監査に対する意見の聴取

7 . 1 大学マネジメント（理事・機構長）との面談（2 回 / 年）

担当領域の年度方針を聴取する（6 月）とともに、監査のフォローとして監事意見に対する取組状況を確認する（12 月）。

7 . 2 監事監査に対する意見の聴取

定期監査、臨時監査等に関して、監査対象の本部部門長、部局長にアンケート形式（監査方法、監査内容、監事意見等）により監査報告に対する意見を聴取し、出された意見を今後の監査に活かしていく。

以上

(別表) 平成26年度臨時監査計画表

	監査対象業務	監査項目	実施時期	対象部局等
教育研究	教育	高大接続の強化及び入試改善への取組	7月～8月	学務部
				国際高等教育院
				経済学研究科・学部
				理学研究科・学部
				医学研究科・学部
	研究	研究支援体制の向上のためのURAとの連携強化への取組	9月～10月	工学研究科・学部
				研究国際部
				学術研究支援室
				教育学研究科・学部
				農学研究科・学部
業務運営	業務運営	事務体制の変更に伴う事務業務の改善への取組	11月～12月	南西地区共通事務部
				宇治地区事務部
				総務部
				施設部
				附属図書館
				吉田南構内共通事務部
医学・病院構内共通事務部				
北部構内事務部				

(注) 対象部局については、必要に応じて他の部局等についても実施する場合がある。

対象部局記号 : 大学院・学部、 附置研究所、 事務組織、 教育研究施設・他